

ついに勝ち取る！多くの同士の応援を得て 介護従事者処遇改善の「介護人材確保法」成立へ

やつと、ここまで漕ぎ着けました。民主党案も包括して、介護・福祉従事者の処遇改善のための法律です。

二度にわたる介護報酬のダウン、介護職の医療関連行為、複雑な加算体系、指導監査等、介護・福祉職員を取り巻く環境は悪化し、人材確保難、人材流出が顕著になってきていました。このままでは「介護・福祉崩壊」です。

看護人材確保法（91年）以来の人材確保法です。やつと介護関連職員が、将来に向けて必要不可欠な存在として「表舞台」に出てまいりました。

今後は、この骨格のみの「介護人材確保法」に肉を付け、血を通わせることこそ肝要です。現場発信のご意見・ご支援をお願いいたします。

中村博彦

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案
政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があるとき認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

四月十八日（金）

民主党提案の「介護労働者の人材確保に関する特別措置法案」（二万円法）をおろす代わりに議員立法で左記「介護労働者の人材確保に関する法律案（仮称）」が自民党・大村秀章 衆議院厚生労働委員会筆頭理事から出され、自民党内で諮られることに。

介護労働者の人材確保に関する法律案（仮称）

政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護労働者が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護労働者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護労働者の賃金をはじめとする労働条件の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があるとき認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

微妙な修正に大きな意味が

微妙な部分の修正です。しかし、その持つ意味は大きいものがあります。経緯等をじっくりお読み下さい。

4月21日（月） 下記の問題点を指摘！ 関係議員へ必死の働きかけ！

- ① 介護保険事業関係だけでなく、障害・児童・保育分野、医療・看護分野など、二四時間・三六五日、対人援助型サービス現場に共通した「人材流出状況」がある。
 - ② 経営者・管理者・職員が一体となつてサービスの向上に努めるものであり、「労働者」と「使用者」という対立的な文言はなじまない。
 - ③ 「賃金」は、職員の生活をまもり、仕事の対価として事業経営者の責任において決定されるべきものである。
 - ④ 「労働条件」は、労基法等を遵守したうえで、働きやすい条件づくりとサービスの質確保のはざままで苦勞しながら決めていくべきものである。
- 介護・福祉人材の確保は喫緊の課題であるが、賃金、労働条件だけでなく、利用者ニーズに応じたサービスの質的向上と職員処遇を両立させることが、事業経営者に求められる責任であり、一面的な立法化では、真の問題解決につながらない。
- 人員配置基準の見直し、運営基準の改善、介護報酬の引き上げこそが、現場実態を改善しうる方策である。
- 賃金、労働条件のみに特化した人材確保法は、行政による人件費管理、サービスの内容（働き方）を規制するもので、「措置時代に逆行し」を意味するものである。

自民党 政調、厚生労働部会

4月22日(火) 多数の出席者より法律案に反対意見続出 差し戻しに

(午前八時 党本部702)

中村博彦議員(発言)

介護職に対しての賃金アップは緊急の課題だと言っていた。しかし一番の問題点は、なぜ「介護労働者」という言葉を使うのかということ。崇高な職業に対して、「労働者」というネーミングは如何なものか。「介護労働者の人材確保に関する」は民主党案とほぼ同じ。

介護労働者という言葉は変えるべき。我々は「介護職者」と呼んでいる。そして介護職者は、介護保険施設のほかに、障害福祉施設(支援費)やケアハウス、養護老人ホーム(措置)にも存在し、介護報酬によって成立していないので、ここに所属する職員も否に感じている。

またこの「介護」というのはチームケア。施設長も含め、あらゆる職種、看護師やケアマネジャー、栄養士、調理師などによるチームケアによって成立している。

さらには保育士をはじめ、児童福祉に従事する職員も今、低賃金の中で頑張っている。そこもある意味では対象外として、論じられていないし、私は後々問題が出てくるのではないかと。

介護・福祉に従事するみんなが不公平でない法案作成・提出をお願いしたい。

木村義雄議員(発言)

こんな恥ずかしいものを与党が出したら笑われる。まるで民主党の顔を立てるだけの山井救済法案だ。しかも今日出してきた、明日採決だと言う。中身はいろいろ検討しなければいけない。問題点がたくさんある。後期高齢者医療制度だって議論をしていて、最後強引に押し切った。そして今、問題になって、こんな厳しい状況になってしまった。また同じパターンを繰り返すのか。自民党が与党として責任をもって出せる中身にしていくようではないか。

その他、するどい指摘をされた先生方
中山太郎(衆・大阪)、清水鴻一郎(衆・京都)、井澤京子(衆・京都)、富岡勉(衆・長崎)、福岡資麿(衆・佐賀)、古屋圭司(衆・岐阜)、岩永浩美(参・佐賀)、南野知恵子(参・比例)

4月22日(火)午後 衛藤晟一厚生労働部会長と修正案の協議

4月23日(水) 自民党 政調、厚生労働部会

「介護人材確保法」修正案(議員立法)が了承される

(午前八時 党本部101)

その際、「自民党厚生労働部会と介護委員会の合同会議を連休明けから立ち上げ、他職種を含めた人材確保対策等の問題点をまとめ、介護報酬改定に対応していく」ことを確認する。 中村博彦

6党派による起草、提案と言う形で

4月25日(金)
衆議院・厚生労働委員会
全会一致で採決される

同日
衆議院 本会議
全会一致で可決

参議院
審議
成立へ

広域連合は組織形骸化

参院委

徴収などミスが相次ぐ運営主体の広域連合の問題点を追及し、組織体制の見直しを迫った。

自民・中村氏が質問

二十八日の参院決算委員会で、自民党の中村博彦氏が後期高齢者医療制度について質問した。保険証の未着や保険料の誤

中村氏は「広域連合にトップはおらず、連合議会の議員も充て職的。高齢者医療について認識

ている議員がいないのではないかと思える」と指摘。「広域連合は高齢者の意見を反映できる仕組みになっていない。無責任体制で、組織が形骸化している」と述べ、広域連合の運営手法や国の

対応の不十分さを改善するよう求めた。外添要一厚生労働相は、事務ミスが多発したことについて「自治体への指導が徹底していなかった。国民に迷惑を掛け

策を取る」と答弁。広域連合の組織体制については「議事録などを精査していないので指摘されたような実態は分からないが、もし問題があるなら改善していく」と答えるにとどまった。

中村ニュース、ご愛読の皆様へ

今後の配信に付きましては「電子メール」に変更させていただきたいと存じます。つきましては、引き続き配信ご希望の方は、下記要領でメールアドレスの登録をお願いいたします。

記載内容(必要事項) : 「〒、住所、氏名、法人名(施設名)、役職名、メールアドレス」
申し込み方法 : Eメール (nakamura@kensyokai.or.jp) 若しくは FAX (0883-25-5118)